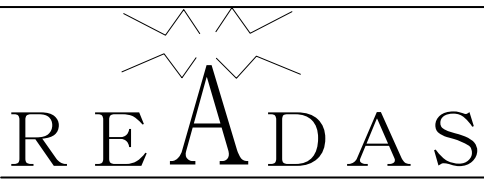


第 5670 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月14日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 所得税が課されない資産の譲渡

Q：所得税がかからない資産の譲渡があるようですが、どのようなものですか？

A：次の資産の譲渡は、所得税が課されません。

【解説】

資産を譲渡した場合は、原則、所得税がかかりますが、次の資産の譲渡については、所得税がかからないこととなっています。

①生活用動産の譲渡

家具、什器、衣服などの生活に通常必要な動産の譲渡は所得税がかかりません。ただし、貴金属や貴石、書画骨董などで、1個又は1組の時価が30万円を超えるものの譲渡には所得税が課税されます。

②国や地方公共団体に財産を寄附した場合や公益法人等に対する寄附で国税庁長官の承認を受けた場合

③国や地方公共団体に対して重要文化財等を譲渡した場合（土地以外の資産）

重要有形民俗文化財の譲渡は2分の1が課税対象になります。

④貸付信託の受益権等の譲渡

⑤強制換価手続により資産の競売などをした場合（譲渡代金の全部が債務の弁済にあてられたもの）

⑥財産を相続税の物納に充てた場合（超過物納部分は課税対象になります）

⑦債務処理計画に基づき資産を贈与した場合

